

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	仕 様 書 番 号		
空気環境測定役務	2号		
	作 成	令和 6年 2月 9日	
	変 更	令和 年 月 日	
	作成部隊等	福島駐屯地業務隊衛生科	

### 1 適用範囲

この仕様書は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」の適用を受ける福島駐屯地の建築物に対して、部外委託による環境衛生維持管理（以下、“役務”という。）について規定する。

### 2 該当駐屯地及び建築物

別紙「福島駐屯地建築物内訳」による。

### 3 役務期間

令和6年5月1日（水）～令和7年3月31日（月）とし、5月を開始月とし、奇数月に実施する。

### 4 空気環境測定（部外委託）

#### 4.1 委託内容

福島駐屯地の建築物に対する建築物環境衛生の維持・管理（「建築物環境衛生管理技術者」の業務及び「特定建築物についての届出」を含む。）

#### 4.2 対象建築物

福島駐屯地の建築物のうち、「建築物における衛生的環境に関する法律施行令」において定めるもの（別紙）

#### 4.3 測定項目及び方法

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」において定めるホルムアルデヒド以外の6項目を測定する。始業後から中間時、及び中間時から終業前の適切な2時点において、各階1ヶ所以上及び外気を1ヶ所以上測定する。

#### 4.4 検査結果の報告

受託業者は、測定結果の保全に万全を期すとともに、測定終了後、速やか（14日以内）に福島駐屯地業務隊長（環境衛生官（衛生科長）気付）に対し、報告書にて報告する。

### 5 特記事項

#### 5.1 実施時期

空気環境測定を実施するに当たり、測定項目・実施要領・日時・場所等を記載した計画書及び駐屯地に立ち入る測定者名簿を事前に提出するとともに、細部については官側と事前協議を行うものとする。

## 5.2 測定機器及び消耗品等

測定に必要な器材及び消耗品等については、請負者の負担とする。

## 5.3 トラブル発生時の処置

契約内容不履行が原因のトラブルが発生した場合には、請負業者の責任において処置することとする。責任の所在が不明確なトラブルが発生した場合は、官側と協議の上、両方で処置するものとする。

## 5.4 保 全

請負者は、本役務の実施によって知り得た内容に関して、官側の許可無く漏洩してはならない。

## 5.5 対象駐屯地の変更

官側の建築物環境衛生管理技術者充足状況の変化に合わせ、請負者は請負対象駐屯地の変更について、適時、官側と協議を行うものとする。

## 6 仕様書等に関する疑義

契約の相手方は、この仕様書について疑義を生じた場合は、契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとし、役務の細部について疑義を生じた場合は、監督官の指示を受けるものとする。